

上山市障がい福祉計画

(第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画)

上山市

目 次

| | | |
|-------|--------------------------------|----|
| 第1章 | 計画の策定にあたって | |
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 3 |
| 3 | 障がい者計画との関係 | 4 |
| 4 | 計画の期間 | 4 |
| 5 | 計画の策定体制 | 4 |
| 第2章 | 計画の基本的な考え方 | |
| 1 | 基本理念 | 5 |
| 2 | 基本的な方針 | 5 |
| 第3章 | 障がいのある人の状況 | |
| 1 | 上山市の人口推移 | 6 |
| 2 | 障がいのある人の状況 | 6 |
| 第4章 | 第6期計画の進捗状況 | |
| 1 | 訪問系サービス | 8 |
| 2 | 日中活動サービス | 8 |
| 3 | 居住系サービス | 9 |
| 4 | 相談支援 | 9 |
| 5 | 児童福祉法に基づくサービス | 10 |
| 第5章 | 令和8年度の成果目標 | |
| 成果目標1 | 福祉施設の入所者の地域生活への移行 | 11 |
| 成果目標2 | 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 12 |
| 成果目標3 | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 12 |
| 成果目標4 | 福祉施設から一般就労への移行 | 12 |
| 成果目標5 | 障がい児支援の提供体制の整備等 | 14 |
| 成果目標6 | 相談支援体制の充実・強化等 | 14 |
| 成果目標7 | 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築 | 15 |
| 成果目標8 | 発達障がい者等に対する支援・障がい児支援体制 | 15 |
| 第6章 | 障害福祉サービス等見込量とその見込量の確保のための方策 | |
| 1 | 訪問系サービス | 16 |
| 2 | 日中活動サービス | 17 |
| 3 | 居住系サービス | 19 |
| 4 | 相談支援 | 20 |
| 5 | 児童福祉法に基づくサービス | 21 |
| 第7章 | 地域生活支援事業 | |
| 1 | 第6期計画の取組み状況 | 23 |
| 2 | サービス見込量とその見込量の確保のための方策 | 25 |
| 第8章 | 計画推進のために | 30 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」により、市町村は、国の基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画(市町村障害福祉計画)の策定を義務づけられ、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を地域の実情を踏まえて提供できるよう、数値目標を定めるとともに、障害福祉サービス等の見込み量及びその見込み量確保のための方策を定めることとされています。

また、児童福祉法により、市町村は、国の基本指針に即して、障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画の策定も義務づけられていることから、障害福祉計画と一体のものとして作成します。

■ 障害者関連法整備の主な動き(障害者基本法改正以降)

| 年月 | 主な動き |
|----------|--|
| 平成23年8月 | 「障害者基本法」の改正・施行(社会的障壁の除去、差別の禁止、合理的配慮、教育・選挙における配慮の規定 等) |
| 平成24年10月 | 「障害者虐待防止法」の施行 (通報義務、立入調査権を規定 等) |
| 平成25年4月 | 「障害者総合支援法」の改正・施行 (理念の具体化、難病患者への支援、地域生活支援事業の追加 等) 「障害者優先調達推進法」の施行 (障害者就労施設等から優先的に物品等を調達、調達方針の策定 等) |
| 平成26年1月 | 日本が「障害者権利条約」を批准 |
| 平成26年4月 | 「障害者総合支援法」の改正・施行 (障害支援区分、重度訪問介護の対象拡大、共同生活援助一元化 等) |
| 平成28年4月 | 「障害者差別解消法」の施行 (差別の禁止、合理的配慮の提供、自治体の差別解消の取り組み 等) 「障害者雇用促進法」の改正・施行 (差別の禁止、合理的配慮の提供義務 等) |
| 平成28年5月 | 「成年後見制度利用促進法」の施行 (利用促進委員会等の設置、利用促進に関する施策 等) |
| 平成28年8月 | 「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の施行 (切れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制構築 等) |
| 平成30年4月 | 「障害者総合支援法」、「児童福祉法」の改正・施行 (障害者の望む地域生活の支援、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等) |
| 平成30年6月 | 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行 (障害者による文化芸術の鑑賞及び創造の機会の拡大、文化芸術の作品 |

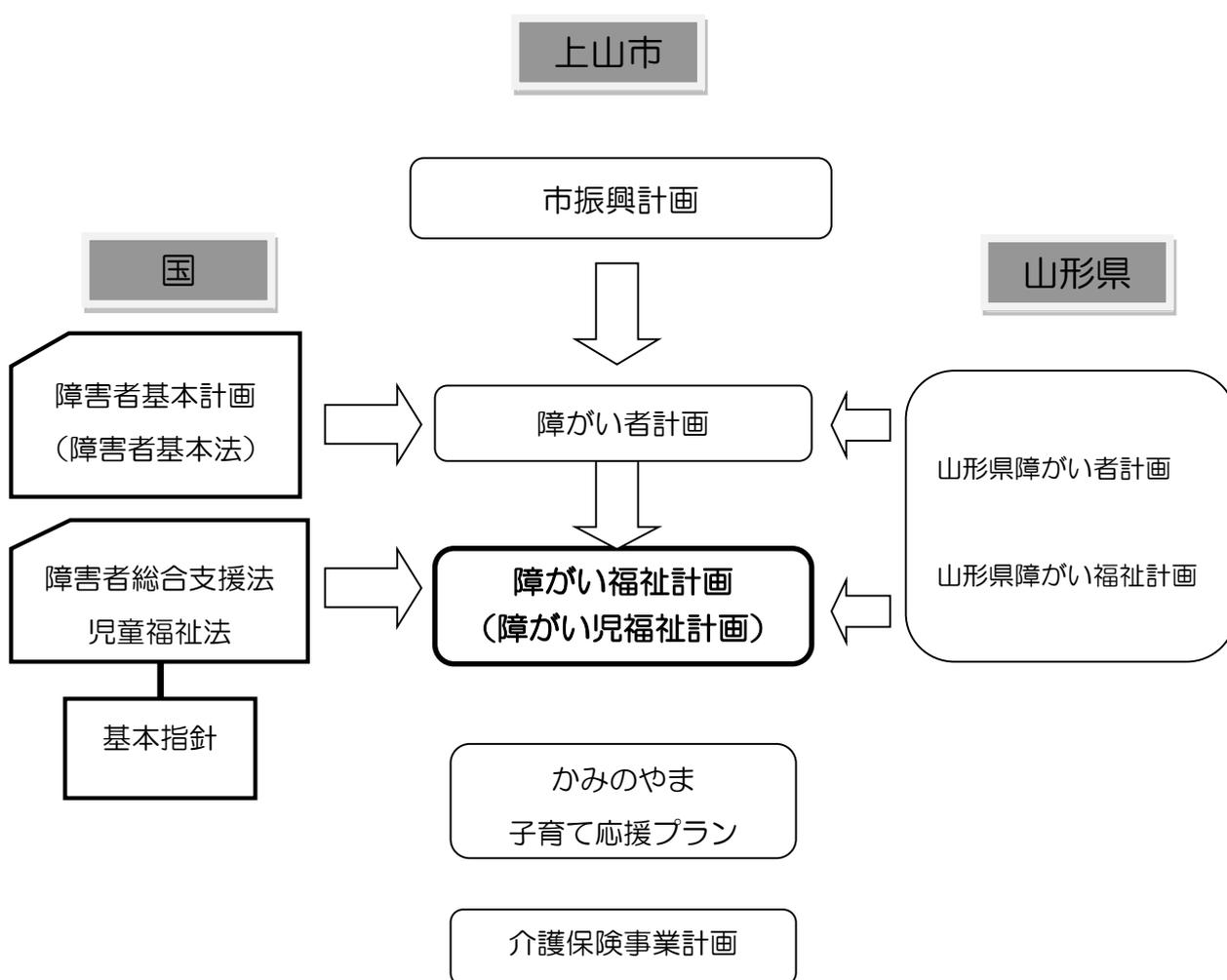
| | |
|---------|---|
| | 等の発表の機会の確保 等) |
| 令和2年4月 | 「障害者雇用促進法」の改正・施行(一部 令和元年6月、9月施行) (「障害者活躍推進計画」策定の義務化、特定短時間労働者を雇用する事業主に対する特例給付金の支給 等) |
| 令和3年6月 | 「障害者差別解消法」の改正(令和6年4月施行) (民間事業者の合理的配慮の提供が義務化 差別解消と理解促進に向けてさらなる周知啓発や取組の促進 等) |
| 令和3年9月 | 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行 (医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援するための地方公共団体の責務の明記や支援センター設置の促進 等) |
| 令和4年5月 | 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の施行 (障がい者による情報の取得利用・意思疎通に関する施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資するための施策 等) |
| 令和4年12月 | 「障害者総合支援法」及び関係法の改正(一部を除き令和6年4月施行) (障がい者等の希望する生活を実現するため、地域生活や就労の支援の強化等の規定 等) |

2 計画の位置づけ

この計画は、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、策定を義務づけられた法定計画であり、国の基本指針に即しながら、山形県の計画である「第6次山形県障がい者計画」及び「上山市障がい者計画」との整合性を図り策定されるものです。

また、本市の基本となる計画である「第8次上山市振興計画」、「かみのやま子育て応援プラン」等保健福祉関係の個別計画とも関連するものです。

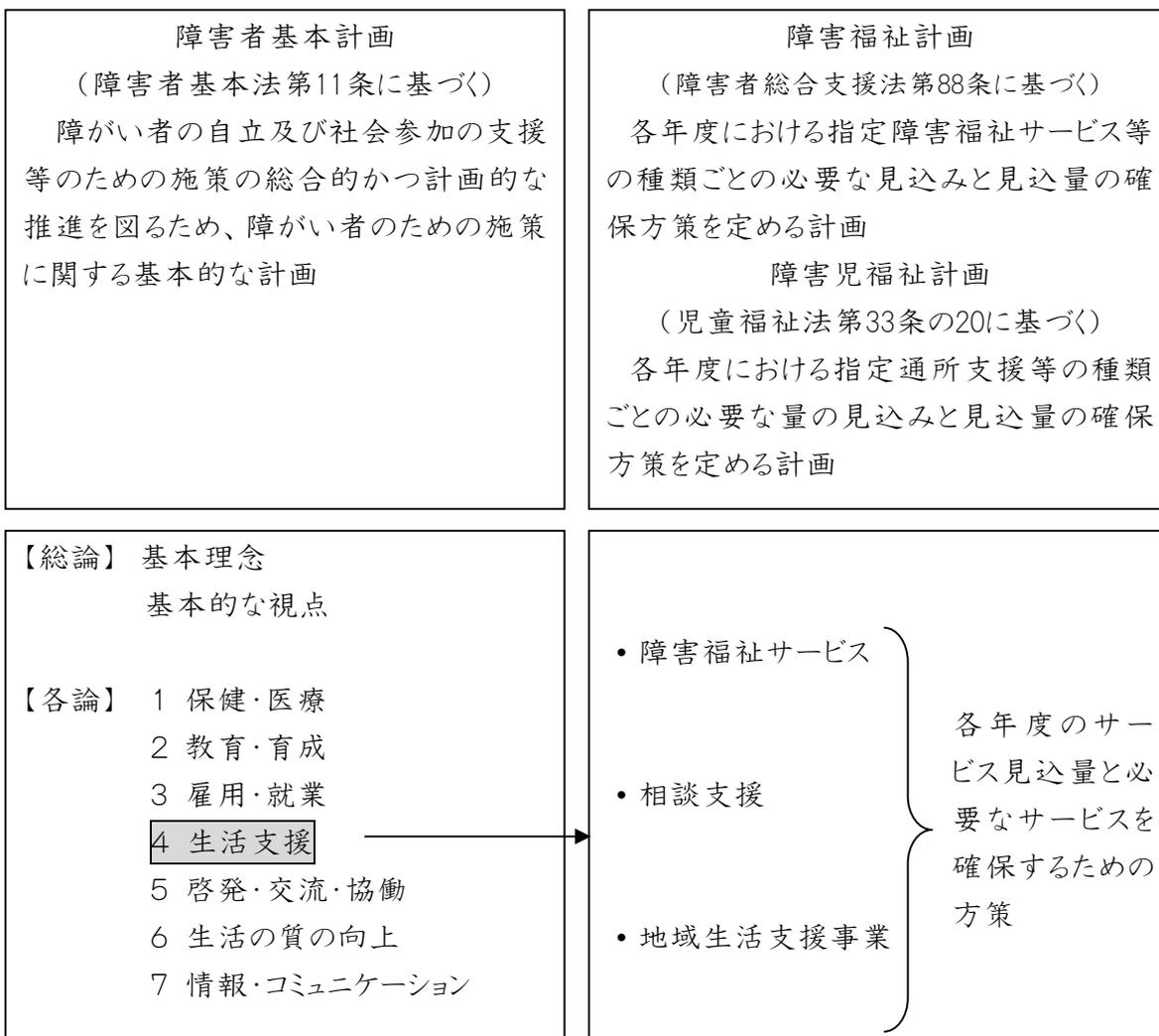
計画の位置づけ



3 障がい者計画との関係

「上山市障がい者計画」は障害者基本法に基づいて、障害者福祉に関する基本的な施策全般を対象とした計画です。

「上山市障がい福祉計画」は「上山市障がい者計画」の基本施策、自立した生活(生活支援)の分野における実施計画として位置づけるもので、障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業などの提供体制を整備し、自立支援給付や地域生活支援事業の円滑な実施を確保することを目的に、必要なサービス量を見込みこれを確保するための方策を内容とした計画です。



4 計画の期間

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は3年を1期として策定することとされており、第7期となる本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間を計画期間として策定します。

5 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、当事者である障害福祉サービス等を利用している方やその家族等から状況調査を実施するとともに障がい福祉計画の策定や進行管理を行う上山市地域自立支援協議会にて内容の検討を行い、策定作業を進めてきました。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「第7期上山市障がい福祉計画」「第3期上山市障がい児福祉計画」は「第8次上山市振興計画」の施策の大綱「笑顔『みんなが笑顔で輝けるまちをつくります』」と整合し、障害者基本法に基づく「上山市障がい者計画」の基本理念を共有し、「障がいのある人が心豊かに安心して暮らせるまち」「上山市」を目指して、計画の推進を図ります。

障がいのある人が心豊かに安心して暮らせるまち

2 基本的な方針

第6期計画の進捗状況等の分析・評価を行い、課題の整理、これからの取組み等を踏まえながら、国で掲げる基本的理念に留意し、次の4点を方針として計画を策定します。

- (1) 障がいのある人の地域生活への移行の促進
- (2) 福祉施設から一般就労への移行等の推進
- (3) 相談支援体制の充実・強化
- (4) 障がい児支援体制の構築

(1)障がいのある人の地域生活への移行の促進

住み慣れた地域で生活できるようグループホームの充実を図りながら、地域生活への移行を進めます。

(2)福祉施設から一般就労への移行支援の強化

障がいのある人の就労への可能性を引出すため、就労継続支援、就労移行支援事業所や労働関係機関等と連携を図り、一般就労への促進、定着化を目指します。

(3)相談支援体制の充実・強化

障がい者相談員による身近な相談から、障がいのある人が自立した日常生活を営むために総合的に支援することができる専門的な知識を持った相談員による相談まで、幅広い対応ができるよう相談支援体制の充実・強化を図ります。

(4)障がい児支援体制の構築

重症心身障がい児及び医療的ケア児など特別な支援を必要とする障がい児を含め、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供できるよう、地域における支援体制の充実を図ります。

第3章 障がいのある人の状況

1 上山市の人口推移

上山市の人口は、年々減少し、令和5年3月31日現在の人口は28,419人で、前年よりも470人減少しています。世帯数は令和元年度から減少しており、令和5年3月31日現在の世帯数は、11,215世帯で前年よりも27世帯減少しています。

| | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 人口 | 30,289 | 29,846 | 29,417 | 28,889 | 28,419 |
| 世帯数 | 11,279 | 11,299 | 11,283 | 11,242 | 11,215 |

資料:住民基本台帳 各年3月末日現在 単位:人

2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がい児・者の状況

身体障がいのある人(身体障害者手帳所持者)の数は令和5年3月31日現在1,811人で人口に占める割合は6.37%で、所持者の割合は年々増加しています。

障がいの等級別では、4級が491人(27.1%)で最も多く、種別では肢体が943人(52.1%)で半数以上の割合です。

【身体障害者手帳所持者】

単位:人

| 障がい別 年度 | 人口 (A) | 視 覚 | 聴 覚 平 衡 | 音 声 言 語 | 肢 体 | 内 部 | 計 (B) | 所持者 B/A% |
|------------|-----------|-----|------------|------------|-------|-----|----------|-------------|
| 平成30年度 | 30,289 | 110 | 164 | 6 | 1,025 | 748 | 2,053 | 6.78 |
| 令和元年度 | 29,846 | 122 | 138 | 9 | 1,004 | 571 | 1,844 | 6.18 |
| 令和2年度 | 29,417 | 116 | 149 | 10 | 980 | 569 | 1,824 | 6.20 |
| 令和3年度 | 28,889 | 117 | 165 | 11 | 970 | 563 | 1,826 | 6.32 |
| 令和4年度 | 28,419 | 115 | 168 | 10 | 943 | 575 | 1,811 | 6.37 |

【身体障がい別手帳所持者及び障害等級別状況】令和4年度注:()は18歳未満・再掲 単位:人

| 種別 等級 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 計 | 構成比 % |
|----------|-----------|-----------|-----------|----|----|----|------------|----------|
| 視 覚 | 33 (2) | 46 | 8 | 5 | 15 | 8 | 115 (2) | 6.4 |
| 聴覚・平衡 | 12 | 24 (3) | 22 (1) | 74 | 4 | 35 | 168 (4) | 9.3 |
| 音声・言語 | | 1 | 5 | 4 | | | 10 | 0.6 |

| | | | | | | | | |
|-------|------------|------------|------------|------------|------|------------|---------------|-------|
| 肢 体 | 135 (5) | 120 (1) | 148 (1) | 265 (3) | 200 | 75 (1) | 943 (11) | 52.1 |
| 内 部 | 304 | 6 | 122 (1) | 143 | | | 575 (1) | 31.8 |
| 計 | 484 (7) | 197 (4) | 305 (3) | 491 (3) | 216 | 118 (1) | 1,811 (18) | |
| 構成比 % | 26.7 | 11.0 | 16.8 | 27.1 | 11.9 | 6.5 | | 100.0 |

(2)知的障がい児・者の状況

知的障がいのある人(療育手帳所持者)の数は令和5年3月31日現在292人で人口に占める割合は1.03%となっています。障害の程度別では、A(重度)が99人、B(中度)が193人です。

【療育手帳所持者】

単位:人

| 区分 年度 | A | | | B | | | 計 | | |
|----------|----|----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|
| | 児 | 者 | 計 | 児 | 者 | 計 | 児 | 者 | 計 |
| 平成30年度 | 17 | 84 | 101 | 34 | 140 | 174 | 51 | 224 | 275 |
| 令和元年度 | 17 | 87 | 104 | 38 | 153 | 191 | 55 | 240 | 295 |
| 令和2年度 | 15 | 85 | 100 | 35 | 152 | 187 | 50 | 237 | 287 |
| 令和3年度 | 14 | 85 | 99 | 35 | 155 | 190 | 49 | 240 | 289 |
| 令和4年度 | 15 | 84 | 99 | 38 | 155 | 193 | 53 | 239 | 292 |

(3)精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は令和5年3月31日現在205人で人口に占める割合は0.72%です。

障害程度別にみると、1級が57人(27.8%)、2級が102人(49.8%)、3級が46人(22.4%)です。また、精神通院医療受給者数は473人で人口に占める割合は1.66%です。

精神障害者保健福祉手帳所持者数及び精神通院医療受給者数 単位:人

| 区分 | 1級 | 2級 | 3級 | 計 | 精神通院医療 受給者数 |
|--------|----|-----|----|-----|----------------|
| 平成30年度 | 64 | 73 | 33 | 170 | 402 |
| 令和元年度 | 65 | 78 | 45 | 188 | 430 |
| 令和2年度 | 60 | 85 | 49 | 194 | 453 |
| 令和3年度 | 64 | 95 | 47 | 206 | 458 |
| 令和4年度 | 57 | 102 | 46 | 205 | 473 |

第4章 第6期計画の進捗状況

第6期障がい福祉計画(令和3年度から令和5年度)における障害福祉サービスのサービス見込量及び実績値は次のとおりです。

なお、令和5年度については、令和6年1月末時点での見込値としております。

1 訪問系サービス

居宅介護は、利用者数、サービス量ともに増加しています。

重度訪問介護は、利用者数、サービス量ともに横ばいです。

同行援護は、利用者数、サービス量ともに横ばいです。

行動援護及び重度障害者等包括支援は、利用者がいませんでした。

| サービス名 | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 時間分 | 見込量 | 277 | 279 | 279 |
| | | 実績値 | 300 | 316 | 383 |
| 重度訪問介護 | 時間分 | 見込量 | 168 | 176 | 185 |
| | | 実績値 | 82 | 73 | 89 |
| 同行援護 | 時間分 | 見込量 | 41 | 42 | 43 |
| | | 実績値 | 22 | 25 | 24 |
| 行動援護 | 時間分 | 見込量 | 1 | 1 | 1 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| 重度障害者等 包括支援 | 時間分 | 見込量 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※時間分=(月間の利用人員)×(1人1か月あたりの平均利用時間)

2 日中活動サービス

(1)生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)

生活介護は、利用者数、サービス量とも増加傾向です。

自立訓練(機能訓練)は、利用者がいませんでした。

自立訓練(生活訓練)は、利用者数・サービス量とも減少しています。

| サービス名 | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 生活介護 | 人日分 | 見込量 | 1,709 | 1,737 | 1,765 |
| | | 実績値 | 1,803 | 1,814 | 1,900 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 人日分 | 見込量 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人日分 | 見込量 | 31 | 31 | 31 |
| | | 実績値 | 30 | 11 | 8 |

※人日分=(月間の利用人員)×(1人1か月あたりの平均利用日数)

(2) 就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)

就労移行支援は、利用者数、サービス量とも増加しています。

就労継続支援(A型)は、利用者数、サービス量ともほぼ横ばいです。

就労継続支援(B型)は、利用者数がほぼ横ばいです。

| サービス名 | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 就労移行支援 | 人日分 | 見込量 | 94 | 104 | 114 |
| | | 実績値 | 11 | 23 | 70 |
| 就労継続支援 (A型) | 人日分 | 見込量 | 278 | 278 | 278 |
| | | 実績値 | 317 | 320 | 358 |
| 就労継続支援 (B型) | 人日分 | 見込量 | 1,189 | 1,213 | 1,236 |
| | | 実績値 | 1,179 | 1,149 | 1,211 |

※人日分=(月間の利用人員)×(1人1か月あたりの平均利用日数)

(3) 療養介護、短期入所

療養介護は、利用者数がほぼ横ばいです。

短期入所は、利用者数・サービス量とも増加しています。

| サービス名 | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-----|-----|-------|-------|-------|
| 療養介護 | 人分 | 見込量 | 7 | 7 | 7 |
| | | 実績値 | 7 | 5 | 5 |
| 短期入所 | 人日分 | 見込量 | 84 | 85 | 86 |
| | | 実績値 | 57 | 46 | 54 |

※人分=(月間の利用人員)、人日分=(月間の利用人員)×(1人1か月あたりの平均利用日数)

3 居住系サービス

共同生活援助は、増加傾向にあります。

施設入所支援は、ほぼ横ばいです。

| サービス名 | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-----|-------|-------|-------|
| 共同生活援助 | 人分 | 見込量 | 33 | 43 | 44 |
| | | 実績値 | 35 | 37 | 42 |
| 施設入所支援 | 人分 | 見込量 | 39 | 39 | 38 |
| | | 実績値 | 40 | 38 | 40 |

※人分=(月間の利用人員)

4 相談支援

計画相談支援は、増加傾向にあります。

地域移行支援、地域定着支援は、利用者がいませんでした。

| サービス名 | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|----|-----|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人分 | 見込量 | 40 | 43 | 47 |
| | | 実績値 | 37 | 36 | 45 |
| 地域移行支援 | 人分 | 見込量 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 人分 | 見込量 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |

※人分＝(月間の利用人員)

5 児童福祉法に基づくサービス

児童発達支援、放課後等デイサービスおよび保育所等訪問支援の利用者は、増加しています。

医療型児童発達支援の利用者は横ばいですが、利用量が減少しています。

居宅訪問型児童発達支援は、利用者がいませんでした。

障害児相談支援の利用者は、増加しています。

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを令和4年度から1名増員しました。

| サービス種別 | | | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--|-----|-----|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 人日分 | 見込量 | 202 | 204 | 206 |
| | | 実績値 | 176 | 210 | 212 |
| 放課後等デイサービス | 人日分 | 見込量 | 759 | 801 | 843 |
| | | 実績値 | 780 | 845 | 1,129 |
| 保育所等訪問支援 | 人日分 | 見込量 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績値 | 3 | 11 | 27 |
| 医療型児童発達支援 | 人日分 | 見込量 | 8 | 8 | 8 |
| | | 実績値 | 8 | 16 | 3 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日分 | 見込量 | 0 | 0 | 0 |
| | | 実績値 | 0 | 0 | 0 |
| 障害児相談支援 | 人分 | 見込量 | 19 | 21 | 22 |
| | | 実績値 | 11 | 14 | 29 |
| 医療的ケア児に対する 関連分野の支援を調整 するコーディネーター | 人 | 見込量 | 2 | 2 | 2 |
| | | 実績値 | 1 | 2 | 2 |

※人日分＝(月間の利用人員)×(1人1か月あたりの平均利用日数)、人＝実人員

第5章 令和8年度の成果目標

これまでの取組をさらに推進するものとなるよう、国の基本指針を踏まえつつ、第6期障害福祉計画の実績並びに本市の実情を踏まえて、次に掲げる事項について、成果目標を設定します。

成果目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1)施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、地域生活への移行の目標として、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに、地域生活に移行すること、施設入所者数の削減目標として、令和4年度末の施設入所者数を令和8年度末までに5%以上削減することを基本としています。

本市においては、現在の施設入所者が障害程度の重度化、また高齢化の傾向にあるものの、福祉施設から地域生活への移行を進める観点から、令和8年度末までに、令和4年度末時点の福祉施設に入所している障がい者（以下「施設入所者」という。）の7.7%（3人）以上が地域生活に移行することを目指すとともに、令和8年度末時点の施設入所者数を、令和4年度末時点の施設入所者数から5.13%（2人）以上減少させることを目指します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---------------------|-------|---|
| 現時の施設入所者数(A) | 39人 | 令和4年度末時点の施設入所者数 |
| 地域生活移行者数(B) | 3人 | 令和4年度末時点の施設入所者のうち、令和8年度末までに地域生活へ移行する者の数 |
| [地域生活移行率] (B)÷(A) | 7.7% | |
| 目標年度の施設入所者数(C) | 37人 | 令和8年度末時点の施設入所利用者数 |
| 削減見込(A-C) | 2人 | 令和8年度末時点の施設入所者数の減少数 |
| [減少率] ((A)-(C))÷(A) | 5.13% | |

【目標に向けた方策】

地域生活への移行後、継続的な自立と社会参加を実現させるために、市や相談支援事業者等の関係機関が連携して、地域定着に対する支援体制の充実に努めます。

また、地域生活への移行に際し、重要な役割を担っているグループホームや通所系サービス事業所を整備、運営する事業者に対し国庫補助等を受けられるよう、創設や安定的な運営のため支援を行うとともに、希望する(必要とする)サービスを適切に提供できるよう通所系サービス、訪問系サービスの体制整備やサービスの充実に図ります。

成果目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|-----------------------|----|----------|
| 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置 | 1 | 令和8年度末の数 |

成果目標3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の指針では、地域生活支援拠点等の整備について、各市町村又は各圏域に一つ以上を確保しつつ、その機能を充実するため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本としています。

地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能を柱としています。

本市における地域生活支援拠点等の整備については、既存の施設の機能を活用する面的整備型の整備手法を中心に拠点等の整備を進め、令和3年3月に地域生活支援拠点等として位置付けを行ったところです。

今後も、拠点等の充実を図るため、毎年、上山市地域自立支援協議会において、運用状況等の検証及び検討を行います。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|---------------------------------|----|------------------------------------|
| 地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討 | 1 | 各年度における運用状況の検証及び検討の数 |
| 地域生活支援拠点等の効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築 | 1 | 令和8年度末の数 |
| 強度行動障がい者を有する障がい者に関する支援体制の整備 | 1 | 強度行動障がい者を有する障がい者の支援ニーズの把握と支援体制の整備数 |

成果目標4 福祉施設から一般就労への移行

国の指針では、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度実績の1.28倍以上とすることを基本としています。

また、就労移行支援事業所から一般就労への意向における重要な役割を踏まえ、令和3年度実績の1.31倍以上とし、就労継続支援A型事業所については、概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業所については、概ね1.28倍以上を基本としています。

さらに、障がい者の一般就労の定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数を

令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本としています。

本市において、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を行う事業をいう。)を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の数を、令和3年度の一般就労への移行実績の2.0倍(2人)以上とすることを目指します。

また、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、実績や実情等を踏まえ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定め、目標の達成を目指します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|----------------------------------|------|--------------------------------------|
| 現在の年間一般就労移行者数(A) | 1人 | 令和3年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行した者の数 |
| 目標年度の年間一般就労移行者数(B) | 2人 | 令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労に移行する者の数 |
| [増加率] (B)/(A) | 2.0倍 | |
| 現在の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(C) | 0人 | 就労移行支援事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数 |
| 目標年度の就労移行支援事業利用者の年間一般就労移行者数(D) | 1人 | 就労移行支援事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数 |
| [増加率] (D)/(C) | 皆増 | |
| 現在の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(E) | 0人 | 就労継続支援A型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数 |
| 目標年度の就労継続支援A型事業利用者の年間一般就労移行者数(F) | 0人 | 就労継続支援A型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数 |
| [増加率] (F)/(E) | - | |
| 現在の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(G) | 1人 | 就労継続支援B型事業利用者のうち、令和3年度中に一般就労に移行した者の数 |
| 目標年度の就労継続支援B型事業利用者の年間一般就労移行者数(H) | 1人 | 就労継続支援B型事業利用者のうち、令和8年度中に一般就労に移行する者の数 |
| [増加率] (H)/(G) | 1.0倍 | |
| 現在の就労定着支援事業の年間利用者数(I) | 0人 | 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数 |
| 目標年度の就労定着支援事業の年間利用者数(J) | 1人 | 令和8年度の就労定着支援事業の利用者数 |
| [増加率] (J)/(I) | 皆増 | |

【目標に向けた方策】

障がいのある人がその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活が送れるよう、関係機関との連携を強化して、就労機会を創出し、また継続的に働けるよう、就労後も総合的な支援を促進します。

成果目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児及びその家族に対して、効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。本市において、児童発達支援センターは2か所あり、目標値は現状のとおりとします。

また、令和8年度末までの主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保し、医療的ケア児(人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児)の支援のための関係機関の協議の場を設置することを目指します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|----------------------------------|----|---|
| 児童発達支援センターの設置 | 2 | 令和8年度末の数(各市町村に少なくとも1ヵ所以上設置) |
| 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制整備 | 1 | 令和8年度末の数 |
| 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 | 1 | 令和8年度末の主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数(各市町村に少なくとも1ヵ所以上確保) |
| 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保 | 1 | |
| 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 | 1 | 令和8年度末の数(全ての市町村に設置)※市町村単独が困難な場合は圏域での設置 |
| 医療的ケア児等コーディネーターの配置 | 1 | 令和8年度末の数(全ての市町村に配置)※市町村単独が困難な場合は圏域での設置 |

成果目標6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制の充実・強化を図るため、既存の相談支援事業者との連携を密にし、新規参入を予定する事業者への支援に務めます。

また、上山市地域自立支援協議会と連携し、身近な地域において関係機関のネットワーク化を図ることにより、障害のある人の個々の状況、ニーズに応じた相談支援が実施できるよう、体制の強化に取り組むとともに、研修・講習等に関する情報提供を行い、相談支援従事者の技能・技術の向上を図ります。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|------------------------------------|----|--|
| 基幹相談支援センターの設置 | 1 | 令和8年度末の数(各市町村に少なくとも1ヶ所以上設置)※市町村単独が困難な場合は圏域での設置 |
| 基幹相談支援センターにおいて地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保 | 1 | 基幹相談支援センターにおいて地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 |
| 地域づくりに向けた協議会の体制確保 | 1 | 令和8年度末の数 |

成果目標7 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、障がい福祉サービスに係る職員の資質の向上を図る取り組みとして、県等が実施する各種研修に関する情報を把握し、通常業務との兼ね合いも踏まえつつ積極的に研修へ参加します。

| 項目 | 数値 | 考え方 |
|--|----|----------|
| 県等が実施する各種研修への参加 | 1 | 令和8年度末の数 |
| 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と連携等できる体制の構築及び実施回数 | 1 | 令和8年度末の数 |

成果目標8 発達障がい者等に対する支援・障がい児支援体制

| | | |
|------------------------------|---|----------|
| ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数 | 1 | 令和8年度末の数 |
|------------------------------|---|----------|

第6章 障害福祉サービス等見込量とその見込量の確保のための方策

令和8年度の目標値の実現に向けて、障害福祉サービス等の見込量は利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しながら、令和6年度から令和8年度までの年度に設定し、その確保に努めていきます。

1 訪問系サービス

【事業内容】

| | |
|------------|---|
| 居宅介護 | 自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者で常時介護を要する人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行います。 |
| 同行援護 | 視覚障害により、移動が困難な障がい者等に外出時同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等を行います。 |
| 行動援護 | 自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援等を行います。 |
| 重度障害者等包括支援 | 介護の必要性が高い人に対し、サービス利用計画に基づき、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。 |

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|-----|-------|-------|-------|
| 居宅介護 | 人分 | 25 | 25 | 25 |
| | 時間分 | 324 | 328 | 333 |
| 重度訪問介護 | 人分 | 1 | 1 | 1 |
| | 時間分 | 73 | 73 | 73 |
| 同行援護 | 人分 | 5 | 5 | 5 |
| | 時間分 | 25 | 25 | 25 |
| 行動援護 | 人分 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間分 | 0 | 0 | 0 |
| 重度障害者等包括支援 | 人分 | 0 | 0 | 0 |
| | 時間分 | 0 | 0 | 0 |

※人分=(月間の利用人員)、時間分=(月間の利用人員)×(1人1か月あたりの平均利用時間)

【見込量の算出根拠】

○居宅介護

実利用者はほぼ横ばいですが、地域移行を促進することを勘案し、サービス量は微増していくと見込みました。

○重度訪問介護

現在のところ利用者は1人であり、サービス量についても横ばいのため、今後も現状のとおり推移すると見込みました。

○同行援護

利用者数、サービス量ともに横ばいであり、今後も現状のとおり推移すると見込みました。

○行動援護

現在のところ利用者がいないことから、令和5年度においても0人と見込みました。

○重度障害者等包括支援

現在のところ利用者がいないことから、令和5年度においても0と見込みました。

【サービス量確保のための方策】

訪問系サービスについては、障がいのある方が地域で自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスであり、一人ひとりのニーズに応じたサービス量の確保が必要となります。

今後、訪問系サービスが必要となる方が増加すると見込まれるため、障害種別に関わりなくサービスが提供できるよう、ヘルパー等の人材育成やマンパワーの確保のための環境を整備するとともに、サービス提供事業者への的確な情報提供により、訪問系サービスへの参入を促進し、障がいのある人が安心して居宅生活ができる体制の整備を進めます。

2 日中活動サービス

【事業内容】

| | |
|---------------------|---|
| 生活介護 | 常時介護を必要とする人に、障害者支援施設等において、入浴・排せつ・食事等の介護などを行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。 |
| 自立訓練 (機能訓練・生活訓練) | 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能・生活能力の維持向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労移行支援 | 一般企業等へ就労を希望する人に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 |
| 就労継続支援 (A型、B型) | 一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。(A型:雇用型、B型:非雇用型) |
| 就労定着支援 | 就労に向けた支援を受けて通常の事業所に雇用された人に、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等を行います。 |
| 療養介護 | 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護及び日常生活の支援をします。 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 介護者に疾病等の事由が生じた場合に短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 |

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------|-----|-------|-------|-------|
| 生活介護 | 人分 | 97 | 98 | 99 |
| | 人日分 | 1,819 | 1,822 | 1,825 |
| 自立訓練 (機能訓練) | 人分 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日分 | 0 | 0 | 0 |
| 自立訓練 (生活訓練) | 人分 | 1 | 1 | 1 |
| | 人日分 | 11 | 11 | 11 |
| 就労移行支援 | 人分 | 1 | 1 | 1 |
| | 人日分 | 23 | 23 | 23 |
| 就労継続支援(A型) | 人分 | 17 | 17 | 17 |
| | 人日分 | 321 | 322 | 323 |
| 就労継続支援(B型) | 人分 | 70 | 70 | 70 |
| | 人日分 | 1,149 | 1,149 | 1,149 |
| 就労定着支援 | 人分 | 4 | 4 | 4 |
| 療養介護 | 人分 | 5 | 5 | 5 |
| 短期入所 (ショートステイ) | 人分 | 9 | 9 | 9 |
| | 人日分 | 46 | 46 | 46 |

※人分=(月間の利用人員)、人日分=(月間の利用人員)×(1人1ヶ月あたりの平均利用日数)

【見込量の算出根拠】

○生活介護

利用者数は増加していることから、今後も増加を見込みました。

○自立訓練(機能訓練)

現在のところ利用者がいないことから、令和8年度においても0と見込みました。

○自立訓練(生活訓練)

利用者数、サービス量とも横ばいのため、現状の利用者数・サービス量を見込みました。

○就労移行支援

利用者数、サービス量ともほぼ横ばいのため、現状の利用者数、サービス量を見込みました。

○就労継続支援(A型)

利用者数、サービス量ともほぼ横ばいですが、就労移行の観点から今後は増加を見込みました。

○就労継続支援(B型)

利用者数、サービス量ともほぼ横ばいのため、現状の利用者数、サービス量を見込みました。

○就労定着支援

利用者数は横ばいのため、今後も現状の利用者数を見込みました

○療養介護

新規事業所の開設や定員増加の予定がないため、現状と同量を見込みました。

○短期入所

利用者動向、地域生活支援拠点整備等を踏まえ、増加を見込んでおりますが、月間の利用者数は同数と見込みました。

【サービス量確保のための方策】

日中活動サービスについては、障がいのある人の希望するサービスや障がいの状態に合わせたサービスが選択できるよう、サービス利用者のニーズを把握し、必要とされるサービス量に対応できる体制を確保するために、多様な事業所の参入を促進します。

また、就労移行支援や就労継続支援については、企業やハローワーク、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所等、地域の関係機関と連携を強化し、就労機会の拡大を図ります。

さらに、福祉的就労の場における受注については、障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡充を図ります。

3 居住系サービス

【事業内容】

| | |
|---------------------|---|
| 自立生活援助 | 共同生活援助又は施設入所支援を受けていた方が自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により相談に応じる等の援助を行います。 |
| 共同生活援助 (グループホーム) | 夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談や食事提供等の支援、又は入浴、排せつ若しくは食事の介護等を行います。 |
| 施設入所支援 | 施設入所者に対して主に夜間に提供される、入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供します。 |

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------|----|-------|-------|-------|
| 自立生活援助 | 人分 | 0 | 0 | 0 |
| うち精神障がい者 | 人分 | 0 | 0 | 0 |
| 共同生活援助(グループホーム) | 人分 | 37 | 38 | 38 |
| うち精神障がい者 | 人分 | 9 | 9 | 9 |
| 施設入所支援 | 人分 | 38 | 37 | 37 |

※人分＝(月間の利用人員)

【見込量の算出根拠】

○自立生活援助

現在のところ利用者がいないことから、令和8年度においても0と見込みました。

○共同生活援助

利用者が増加していること、地域移行を促進していくことを考慮し、増加を見込みました。

○施設入所支援

地域生活への移行を促進していくことを考慮し、減少を見込みました。

【サービス量確保のための方策】

地域生活への移行を進めるため、共同生活援助の整備を促進するとともに、事業者への必要な支援に努めます。

また、施設入所支援についてはサービス事業所と連携をとりながら、サービス必要量の提供体制確保に努めます。

4 相談支援

【事業内容】

| | |
|--------|--|
| 計画相談支援 | 障害福祉サービス等を利用するすべての障がい者に対し、サービス等利用計画を作成します。また、サービス事業者等との連絡調整などを行います。 |
| 地域移行支援 | 施設入所者や精神科病院に入院している障がい者が退所、退院し、地域に移行する際に住居の確保や移行に関する相談、援助を行います。 |
| 地域定着支援 | 居宅で、単身等で生活する障がい者に対し、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対して緊急訪問、緊急対応等を行います。 |

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------|----|-------|-------|-------|
| 計画相談支援 | 人分 | 36 | 37 | 38 |
| 地域移行支援 | 人分 | 0 | 0 | 0 |
| うち精神障がい者 | 人分 | 0 | 0 | 0 |
| 地域定着支援 | 人分 | 0 | 0 | 0 |
| うち精神障がい者 | 人分 | 0 | 0 | 0 |

※人分＝(月間の利用人員)

【見込量の算出根拠】

○計画相談支援

利用者は増加していることから、今後も増加を見込みました。

○地域移行支援

現在のところ利用者がいないことから、令和8年度においても0と見込みました。

○地域定着支援

現在のところ利用者がいないことから、令和8年度においても0と見込みました。

【サービス量確保のための方策】

計画相談支援については、サービス利用者が多数いるため、サービスが十分に提供できるよう

相談支援体制の確保に努めます。

サービス利用計画の作成については制度の周知を図るとともに、指定相談支援事業所に関する情報提供に努めます。

また、地域移行支援、地域定着支援をスムーズに利用できるよう病院、保健所等との連携を強化し、サービス提供事業所の確保に努めます。

5 児童福祉法に基づくサービス

(1) 障害児通所支援

【事業内容】

| | |
|-------------|---|
| 児童発達支援 | 日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。 |
| 放課後等デイサービス | 放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。 |
| 保育所等訪問支援 | 保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 重度の障がい児で、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難なものについて、その居宅を訪問し必要な支援を行います。 |

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------|-----|-------|-------|-------|
| 児童発達支援 | 人分 | 38 | 41 | 44 |
| | 人日分 | 230 | 241 | 252 |
| 放課後等デイサービス | 人分 | 75 | 77 | 80 |
| | 人日分 | 879 | 896 | 913 |
| 保育所等訪問支援 | 人分 | 11 | 12 | 13 |
| | 人日分 | 15 | 17 | 18 |
| 医療型児童発達支援 | 人分 | 2 | 2 | 2 |
| | 人日分 | 8 | 8 | 8 |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人分 | 0 | 0 | 0 |
| | 人日分 | 0 | 0 | 0 |

※人分＝(月間の利用人員)、人日分＝(月間の利用人員)×(1人1ヶ月あたりの平均利用日数)

【見込量の算出根拠】

- 児童発達支援については、利用実績、利用意向を踏まえ、増加傾向で推移するものと想定し、見込みました。
- 放課後等デイサービスについては、利用実績、利用意向を踏まえ、今後も増加傾向で推移するものと想定しました。

- 保育所等訪問支援については、利用実績、利用意向を踏まえ、今後も増加傾向で推移するものと想定しました。
- 医療型児童発達支援については、今後も一定程度利用があるものと想定し、現状並みの見込量を設定しました。
- 居宅訪問型児童発達支援については、現在のところ利用者がいないことから、令和8年度においても0と見込みました。

【サービス量確保のための方策】

障がいのある児童が必要な支援を受けることができるよう、教育・保育等の関係機関と連携し、療育の場の充実に努めます。また、見込量に対応した提供体制の確保に努めサービスが十分に提供できるよう事業所の確保に努めます。

(2)障害児相談支援

【事業内容】

| | |
|--------------------------------|---|
| 障害児相談支援 | 障害児通所支援を利用するすべての児童に障害児支援利用計画を作成し、ケアマネジメントを通じて支援を行います。 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター | 医療的ケア児がライフステージを通じて必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげる者 |

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------------------------------|----|-------|-------|-------|
| 障害児相談支援 | 人分 | 22 | 23 | 24 |
| 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター | 人 | 2 | 2 | 3 |

※人分＝(月間の利用人員)、人＝実人員

【見込量の算出根拠】

- 障害児相談支援については、利用実績による新規利用者、更新者等を踏まえ増加を見込みました。
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、必要性を鑑み、増加を見込みました。

【サービス量確保のための方策】

適切なサービスを確保するため、相談支援事業所と連携して事業を実施していきます。また、ライフステージに応じた支援が提供されるよう関係機関とのネットワーク体制の構築を図ります。

第7章 地域生活支援事業

1 第6期計画の取組み状況

地域生活支援事業は、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

第6期障害福祉計画における地域生活支援事業のサービス見込量及び実績値は次のとおりです。

なお、令和5年度については、令和6年1月末時点での見込値としております。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し利用者数、サービス量を設定しております。

(1) 相談支援事業

| サービス種別 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|-------|-------|----|-------|----|-------|----|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 |
| 相談支援事業 | | | | | | | |
| 障害者相談支援事業 | 事業所数 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 |
| 基幹相談支援センター | 設置の有無 | 無 | 無 | 無 | 無 | 有 | 無 |
| 相談支援機能強化事業 | 実施の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |
| 地域自立支援協議会 | 設置の有無 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 | 有 |

(2) 成年後見制度利用支援事業

| サービス種別 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|--------|-------|----|-------|----|-------|----|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 |
| 成年後見制度利用支援 | 年間利用者数 | 4 | 3 | 4 | 1 | 4 | 3 |

(3) 意思疎通支援事業

| サービス種別 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|--------|-------|----|-------|----|-------|----|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 |
| 手話通訳者派遣事業 | 年間派遣回数 | 35 | 37 | 37 | 31 | 40 | 27 |
| 要約筆記者派遣事業 | 年間派遣回数 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(4) 日常生活用具給付等事業

| サービス種別 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|------|-------|----|-------|----|-------|----|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 |
| 介護・訓練支援用具 | 年間件数 | 2 | 3 | 2 | 0 | 2 | 3 |

| | | | | | | | |
|-----------------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 自立生活支援用具 | 年間件数 | 2 | 2 | 3 | 4 | 3 | 4 |
| 在宅療養等支援用具 | 年間件数 | 6 | 6 | 6 | 1 | 6 | 6 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 年間件数 | 7 | 5 | 7 | 2 | 7 | 6 |
| 排泄管理支援用具 | 年間件数 | 990 | 899 | 990 | 862 | 990 | 900 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 年間件数 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 4 |

※スローマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1カ月を1件としています。

(5)手話奉仕員養成研修事業

| サービス種別 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------|--------|-------|----|-------|----|-------|----|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 |
| 手話奉仕員養成講座 | 年間利用者数 | 5 | 0 | 5 | 0 | 5 | 0 |

(6)移動支援事業

| サービス種別 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|--------|---------|-------|----|-------|----|-------|-----|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 |
| 移動支援 | 月間利用者数 | 7 | 6 | 7 | 9 | 7 | 8 |
| | 年間延利用時間 | 200 | 62 | 200 | 98 | 200 | 145 |

(7)地域活動支援センター機能強化事業

| サービス種別 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|-----------------------|--------|-------|----|-------|----|-------|----|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 |
| 地域活動支援センター(機能強化事業を含む) | 実施箇所 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 |
| | 年間利用者数 | 5 | 5 | 5 | 3 | 5 | 3 |

(8)その他の事業

| サービス種別 | | 令和3年度 | | 令和4年度 | | 令和5年度 | |
|------------|--------|-------|----|-------|----|-------|----|
| | | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 | 見込 | 実績 |
| 福祉ホーム事業 | 実施箇所 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| | 月間利用者数 | 1 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 訪問入浴サービス事業 | 月間利用者数 | 6 | 8 | 6 | 6 | 6 | 5 |
| 生活訓練等事業 | 月間利用者数 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 日中一時支援事業 | 実施箇所 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 |
| | 月間利用者数 | 5 | 5 | 5 | 6 | 5 | 2 |

| | | | | | | | |
|--------------------------|--------|-----|----|-----|----|-----|----|
| スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業 | 年間参加者数 | 100 | 0 | 100 | 30 | 100 | 0 |
| 点字・声の広報等発行 | 年間発行回数 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 | 12 |
| 身体障がい者用自動車 改造費助成事業 | 年間利用者数 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 0 |
| 自動車運転免許取得事業 | 年間利用者数 | - | 0 | - | 0 | - | 0 |

2 サービス見込量とその見込量の確保のための方策

これまで実施してきた実績や障がいのある人のニーズ等を踏まえ、事業の内容等を検討し、障がい者等が住み慣れた地域で日常生活又は社会生活が営めるようきめ細かな支援を行えるサービスの確保に努めていきます。

(1) 相談支援事業(必須事業)

【事業内容】

| | |
|-------------------|--|
| 相談支援事業 | 障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用支援など、障がい者の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、総合的・継続的に支援します。 |
| 基幹相談支援センター等機能強化事業 | 総合的な相談に対応するほか、権利擁護(成年後見制度や虐待防止の相談)、人材育成や地域のネットワーク化を図るなど、地域における相談の中核的な役割を担う機関です。 |

【事業実施指標】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
| 障害者相談支援事業 | | | | |
| 基幹相談支援センター等 機能強化事業 | 実施箇所数 | 1 | 1 | 1 |

【サービス量確保のための方策】

利用者のニーズに対応した相談体制を確保するため、事業者等との連携を強化し相談・支援体制の充実に努め、相談支援事業の利用促進を図ります。また、相談体制の充実に向けて、障害者自立支援協議会を障害福祉に関するシステムづくりの中核的役割を果たす協議の場として位置づけ、地域の関係機関との連携を強化するよう努めます。

(2) 成年後見制度利用支援事業(必須事業)

【事業内容】

| | |
|--------------|---|
| 成年後見制度利用支援事業 | 判断能力が不十分な障がい者の障害福祉サービス利用契約の締結等が適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用を支援する事業に対しての補助を行います。 |
|--------------|---|

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|--------|-------|-------|-------|
| 成年後見制度利用支援 | 年間利用者数 | 2 | 2 | 2 |

【サービス量確保のための方策】

関係機関等との連携を強化し、必要な方への適切な利用支援に努めます。

(3) 意思疎通支援事業(必須事業)

【事業内容】

| | |
|----------|--|
| 意思疎通支援事業 | 聴覚・言語機能・音声機能・視覚等の障がいがあるため意思疎通を図ることが困難な人に対して手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業です。 |
|----------|--|

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|--------|-------|-------|-------|
| 意思疎通支援事業 | | | | |
| 手話通訳者派遣事業 | 年間利用者数 | 3 | 3 | 3 |
| | 年間派遣回数 | 35 | 36 | 37 |
| 要約筆記者派遣事業 | 年間利用者数 | 0 | 0 | 0 |
| | 年間派遣回数 | 0 | 0 | 0 |

【サービス量確保のための方策】

手話通訳者・要約筆記者の派遣事業については、市広報等による周知徹底に努め、利用促進を図ります。

(4) 日常生活用具給付等事業(必須事業)

【事業内容】

| | |
|-------------|---|
| 日常生活用具給付等事業 | 日常生活上の便宜を図るため、重度障がい者に対し、自立生活支援用具の給付等を行い日常生活上の便宜を図ります。 |
|-------------|---|

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------------------|------|-------|-------|-------|
| 日常生活用具給付等事業 | | | | |
| 介護・訓練支援用具 | 年間件数 | 2 | 2 | 2 |
| 自立生活支援用具 | 年間件数 | 2 | 3 | 3 |
| 在宅療養等支援用具 | 年間件数 | 4 | 4 | 4 |
| 情報・意思疎通支援用具 | 年間件数 | 3 | 3 | 3 |
| 排泄管理支援用具 | 年間件数 | 900 | 900 | 910 |
| 居宅生活動作補助用具 (住宅改修費) | 年間件数 | 1 | 1 | 1 |

※スローマ装具及び紙おむつ等、継続的に給付する用具の件数は、1カ月を1件としています

【見込量の算出根拠】

- 介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具(住宅改修費)については、前期の実績を勘案して見込みました。
- 排泄管理支援用具は膀胱直腸障害による手帳交付者の伸びを見込みました。

【サービス量確保のための方策】

障害の特性に合わせ適切な用具を給付するとともに、事業の周知、利用の普及拡大に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

(5)手話奉仕員養成研修事業(必須事業)

【事業内容】

| | |
|-------------|---|
| 手話奉仕員養成研修事業 | 聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。 |
|-------------|---|

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| 手話奉仕員養成講座 | 講座内容 | 入門編 | 入門編 | 入門編 |
| | 年間利用者 | 5 | 5 | 5 |

【サービス量確保のための方策】

手話奉仕員養成講座を入門編を実施し、人材育成に努めます。

(6)移動支援事業(必須事業)

【事業内容】

| | |
|--------|--|
| 移動支援事業 | 屋外で移動が困難な障がいのある人を対象に、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際にヘルパーによる援助を行います。 |
|--------|--|

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|--------|---------|-------|-------|-------|
| 移動支援事業 | 月間利用者数 | 8 | 8 | 8 |
| | 年間延利用時間 | 180 | 180 | 180 |

【サービス量確保のための方策】

障がいのある人の自立生活や社会参加を進めるために、サービス提供体制の確保や事業の周知に努めます。

(7)地域活動支援センター機能強化事業(必須事業)

【事業内容】

| | |
|------------------|--|
| 地域活動支援センター機能強化事業 | 地域に活動拠点を整備し、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の支援をします。 |
|------------------|--|

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|------------|------|-------|-------|-------|
| 地域活動支援センター | 実施箇所 | 2 | 2 | 2 |
| | 利用者数 | 3 | 3 | 3 |

【サービス量確保のための方策】

地域活動支援センター運営の安定化を図るため、今後も運営費の補助等の支援を継続していきます。

(8)その他の事業(任意事業)

【事業内容】

| | |
|---------|---|
| 福祉ホーム事業 | 住居が必要な障がいのある人が、日常生活のため低額料金の居室や設備を利用するサービスを行います。 |
|---------|---|

| | |
|----------------------|---|
| 訪問入浴サービス事業 | 入浴が困難な障がいのある人の家庭を訪問し、入浴車による入浴サービスを行います。 |
| 生活訓練等事業 | 障がいのある人が、日常生活上必要な訓練・指導等を受けながら、社会復帰を支援します。 |
| 日中一時支援事業 | 障がいのある人の日中における活動の場を確保し、家族の負担の軽減を図ります。 |
| スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 障がいのある人が、健康増進とスポーツを通じて親睦を深めるための大会や教室を開催します。 |
| 点字・声の広報等発行事業 | 視覚に障がいがある人に録音版の広報を発行します。 |
| 身体障害者用自動車改造費助成事業 | 身体障がい者が所有し運転する自動車の改造に要する費用の一部を助成します。 |

【サービス見込量】

| サービス種別 | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------|--------|-------|-------|-------|
| 福祉ホーム事業 | 実施箇所 | 1 | 1 | 1 |
| | 月間利用者数 | 1 | 1 | 1 |
| 訪問入浴サービス事業 | 月間利用者数 | 5 | 5 | 5 |
| 生活訓練等事業 | 月間利用者数 | 1 | 1 | 1 |
| 日中一時支援事業 | 実施箇所 | 8 | 8 | 8 |
| | 月間利用者数 | 5 | 5 | 5 |
| スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 年間参加者数 | 50 | 50 | 50 |
| 点字・声の広報発行事業 | 年間発行回数 | 12 | 12 | 12 |
| 身体障害者用自動車改造費助成事業 | 年間利用者数 | 1 | 1 | 1 |

【サービス量確保のための方策】

各事業のサービス量の状況等を把握し、必要なサービスが利用できるようサービス提供事業所や関係機関と連携しながら事業を推進していきます。また、障がいのある人のニーズに応じて、新たな事業を検討していきます。

第8章 計画推進のために

1 計画達成状況の点検・評価と推進体制

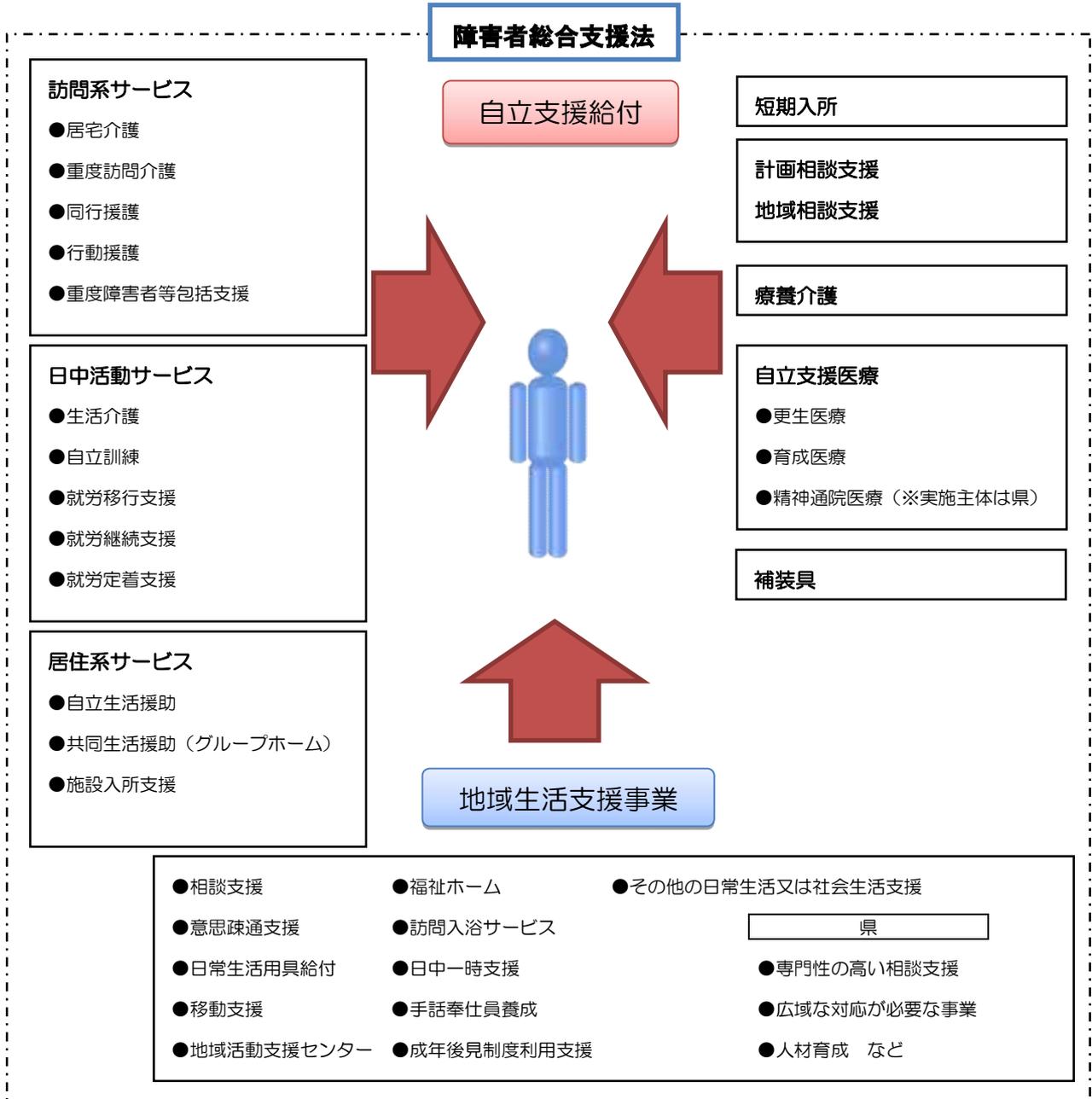
(1) 計画達成に向けての推進体制

計画を着実に進めていくために、年度ごとに障害福祉計画の達成状況を点検し、上山市地域自立支援協議会を核として、障がいのある人を取り巻く国、県、民間事業所、NPO法人、各種団体、企業等との連携のもと、計画の具体化に向けた協議を行うなど、協働して計画の推進に努めます。

(2) 計画達成状況の点検・評価

計画達成状況の点検・評価については、成果目標及び活動指標の実績を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

【障害者総合支援法及び児童福祉法による障がい福祉サービスの全体像】



児童福祉法

